

医療法人文誠会 なんごう病院 事業所 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人文誠会 なんごう病院（以下「事業者」という。）が開設するなんごう病院 事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士、作業療法士が要介護状態にあり、医師が指定訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

第2条 事業の運営方針

- (1) 老人などの心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように図る。
- (2) 事業の実施にあたっては、保健所、市町村及び医療機関などの関係機関ならびに保険・医療・福祉の関係職種等と密接な連携を図るものとする。
- (3) 質の良い訪問リハビリテーションを提供するため訪問リハビリテーション従事職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図るものとする。

第3条 事業所の名称およびサービスの提供地域

事業所名称	医療法人文誠会 なんごう病院 事業所
所在地	宮崎県日南市南郷町中村乙2101番地
介護保険指定番号	4510411111
法人種別	医療法人 文誠会
代表者名	内村 好克
電話番号	0987-64-0305
サービスを提供する地域	日南市・串間市

第4条 職員体制

	資格	人数
管理者	医師	1名（兼）
	理学・作業療法士	1名以上（兼）
	事務職	非常勤1名

理学療法士または作業療法士が訪問リハビリテーション計画に基づき指定訪問リハビリテーションの提供に当たる。

第5条 サービス提供日および提供時間

サービス提供日	月曜から土曜日まで任意（営業時間 8：30～17：30） （主にケアプランに従って実施します。）
休日	日曜

（1）サービス提供時間

営業日・営業時間帯 20分～60分

（2）サービス提供内容

- ①バイタルチェック（血圧・脈拍など）
- ②呼吸リハビリテーション・管理
- ③リハビリテーション行為（指導）
 - ・拘縮予防・歩行訓練
 - ・言語・嚥下訓練（言語障害・失語症・嚥下障害など）
 - ・認知予防指導（趣味の活用・遊ビリテーションなど）
- ④介護者に対して
 - ・介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
 - ・リハビリの方法・食事指導（介助の工夫・方法など）
 - ・屋内環境整備の工夫・安全対策の工夫
 - ・介護者の健康相談・助言

第6条 利用料金

（1）利用料については別紙の料金表に記載

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の（1割負担、2割負担、3割負担）とする。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担とする。

一回のサービス時間は20分。週6回を上限としてサービス提供をします。

※上表の料金設定と基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とする。

（2）料金のお支払方法

毎月5日までに先月分の請求をし、10日以内にお支払いいただくものとする。
お支払いに伴い領収書を発行する。お支払い方法は現金払いとする。

(3) 償還払いについて

保険料の滞納等により、保険給付が直接事業所に支払われない場合はサービス提供料金を全額支払いしていただくものとする。

第7条 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方の交通費は無料。

第8条 キャンセル

キャンセル料金はかからないものとする。

第9条 事故発生時・緊急時の対応方法

サービスの提供中に万が一事故が発生、もしくは様態の変化などがあった場合は、その状況により主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所等へ連絡し必要な措置を行う。

第10条 ハラスメント対策

事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、相談窓口の設置を行い適切なハラスメント対策を行います。

第11条 苦情処理

管理者は、苦情申し立て窓口を設置し提供した指定訪問リハビリテーションに関する利用者からの苦情に対して（ハラスメント含む）迅速かつ適切に対応する。

解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

① ご利用者ご相談窓口

医療法人文誠会 なんごう病院 事業所 （営業時間 8:30～17:30）
担当 電話（0987-64-0305）

②その他

当事業所以外に

1. 日南市役所 長寿課 介護保険係

宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 ふれあい健やかセンター1F

電話：介護保険係 0987-31-1160

2. 串間市役所 医療介護課 介護保険係

宮崎県串間市大字西方 9365 番地 8 (串間市総合保健福祉センター内)

電話：医療介護課 0987-72-0333

3.宮崎県国民健康保険団体連合会

宮崎市下原町 231 番地 1 介護保険課介護サービス相談係

電話：0985-35-5301

ご利用時間 平日 午前9時～午後5時15分

第12条 個人情報

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第13条 その他運営に関する重要事項

事業者は、理学療法士、作業療法士の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

第14条 虐待防止に関する事項

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族から苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人文誠会と事業所の管理者との協議に基づいて定め利用者に説明するものとする

平成 27 年 4 月	改訂
平成 29 年 7 月	改訂
令和 1 年 5 月	改定
令和 1 年 10 月	改定
令和 2 年 8 月	改定
令和 3 年 3 月	改定
令和 4 年 4 月	改定
令和 5 年 3 月	改定
令和 5 年 4 月	改定
令和 6 年 4 月	改定